

【講義ノート】

事業者（税理士）とマイナンバー制度

末 永 英 男

はじめに

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下、「番号法」という）に基づく社会保障・税番号制度（以下「番号制度」という）は、社会保障、税及び災害対策の3分野における行政運営の効率化を図り、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための社会基盤として導入されるものである。

個人情報の保護に関しては、すでに一般法として「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という）があり、各種保護措置が定められている。

しかし、番号法においては、一般法である個人情報保護法に定められる措置の特例として、個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」という）の利用範囲を限定する等、より厳格な保護措置を定めている。

このような中、個人情報保護委員会では、番号法4条（国の責務）および37条（任務）に基づき、事業者が特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針を定めるものとして、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（特定個人情報保護委員会告示第5号。以下「ガイドライン」という）を平成26年12月11日に策定・公表した。

そこで、本稿では、番号法における保護措置の概要を確認しながら、事業者（税理士を含む）において注意すべき事項について解説することとする。なお、参考までに主要諸国のナンバー制度についての資料を提示しておく（図表1参照）。

1 制度の概要

番号制度は、行政運営を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための社会基盤であり（図表2参照）、平成27年10月から住民票を有する全ての人に1人1つの個人番号（12桁）が「通知カード」により通知され、平成28年1月から利用が開始される。

個人番号は、社会保障、税および災害対策分野の中で、番号法で定められた行政手続でのみ利用することができ（番号法9条2項）、それ以外の場合には利用することができない。各分野における利用としては、主に、[図表3]のものが挙げられる。要するに、事業者は、個人番号を記載した書面を行政機関等に提出する場面でのみ、個人番号を利用できるのである。

このような事務で個人番号を利用することを「個人番号関係事務」（番号法2条11項）といい、その事務を行う者（委託を受けた者を含む）を「個人番号関係事務実施者」（番号法2条

〔図表1〕 主要諸国の番号制度

| | ドイツ | アメリカ | スウェーデン | オーストリア | フランス | デンマーク | 韓国 | シンガポール |
|-----------------|-----------------------------------|--|--------------------------------------|---|---|--|--|--|
| 制度の名称 | 納税者番号制度 | 社会保障番号制度 | 個人番号制度 | 中央住民登録制度 | 住民登録番号制度 | 国民登録制度 | 住民登録制度 | 国民登録制度 |
| 番号の構成 | 11桁の番号 (無作為) | 9桁の数字 (地域、 発行グループ、 シリアル番号) | 10桁の数字 (生年月日、 生誕番号、 チェック番号) | 12桁の数字 (無作為) | 15桁の数字 (性別、 出生年・月、 出生県番号、 出生自治体番号、 証明書番号、 チェック番号) | 10桁の数字 (生年月日、 無作為な数字 (出生世紀、 性別)) | 13桁の数字 (生年月日、 性別、 申告地番号、 届出順番号、 チェック番号) | 13桁(2つのアルファベット と7桁の数字) の番号 (発行世紀、 出生年、 シリアル番号、 チェック番号) |
| 付番対象 | 全ての居住者 (外国からの 移住者も) | ・国民 ・労働許可を 持つ在留外国人 (本人からの 任意の申請 に基づき発行) | ・国民 ・1年を超える 長期滞在者 | ・オーストリアで出生した国民 ・国内に居住地を得た外国人 ※国外に居住する国民、 一時的な外国人居住者は補助登録簿番号で管理 | ・フランスで出生した全ての人 ・フランスの社会保障制度利用者 | ・デンマークで国民登録する者 (既に国民登録している母親のもとデンマークで出生した者、電子教会登録簿に出生又は洗礼登録した者、国内に3ヶ月以上合法的に居住する者) ・労働市場補助年金基金に含まれる者、など | ・韓国に居住する国民 (17歳到達時に住民登録証の発給申請義務あり) ※韓国に90日以上居住する外国人には外国人登録番号、在外同胞には国内居住申告番号を付与 | ・国民 ・永住権所有者 ・就労許可を受けた在留外国人 |
| 身分証明書 (カード等) | eIDカード (ICカード) (納税者番号の記載なし) | 社会保障番号証 (紙製) | なし (18歳以上の本人が希望すれば国民IDカードが取得可能) | 市民カード (ICカード等の物理的媒体ではなく考え方。要件を充たせば保険証カードや携帯電話も可) | デジタルカード (ICチップ搭載の保険証) | なし (2010年、紙製IDカード廃止。国民健康IDカード、運転免許証、パスポートに国民登録番号が記載) | 住民登録番号証 (17歳以上は常時携帯。現在ICカードへの移行を計画中) | 国民登録番号証 (プラスチック製) |
| 利用範囲 | 税務 | 年金、医療、その他社会扶助、行政サービス全般の本人確認など | 年金、医療、税務、その他行政全般、行政サービス全般の本人確認など | 年金、医療、税務など、計26の業務分野で情報連携 | 年金、医療、税務、その他(選挙票の交付)など | 年金、医療、税務の他、市民生活で必要となる行政サービス | 電子政府ログインID、年金、医療、税務など | 電子政府ログインID、強制積立貯蓄制度、税務など |
| 民間利用 | 禁止 (税務で必要な用途は可能) | 制限なし | 制限なし | 本人同意があれば民間分野番号を生成して利用可能 | 許可が必要 (一部を除き殆ど不可) | 制限なし | 制限なし | 制限なし |

(注1) 「国民ID制度に関する諸外国の事例調査結果」(2011年3月内閣官房情報通信技術担当室(IT担当室))、「諸外国における社会保障番号等の在り方に関する調査報告書」(内閣府委託調査(野村総合研究所受託)2007年1月)等を基に内閣官房社会保障改革担当室で作成。

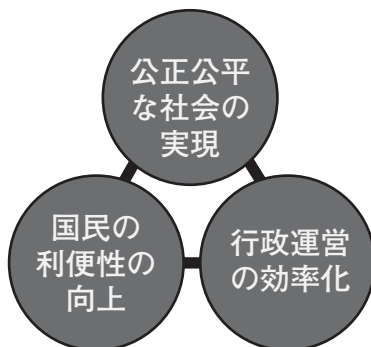
(注2) ドイツでは行政分野を横断する形で個人識別番号を持つことは違憲とされたため、行政分野ごとに個人識別番号を採番している。自治体レベルの登録情報を連邦レベルへと集約したのち、全国民へ個別IDを付番したものとして、納税者番号制度を記載。

〔出所〕 内閣官房社会保障改革担当室

内閣府大臣官房番号制度担当室

「マイナンバー-社会保障・税番号制度-」概要資料(平成26年10月)28頁より。

〔図表2〕 番号制度の目的



〔図表3〕 個人番号の各分野における利用

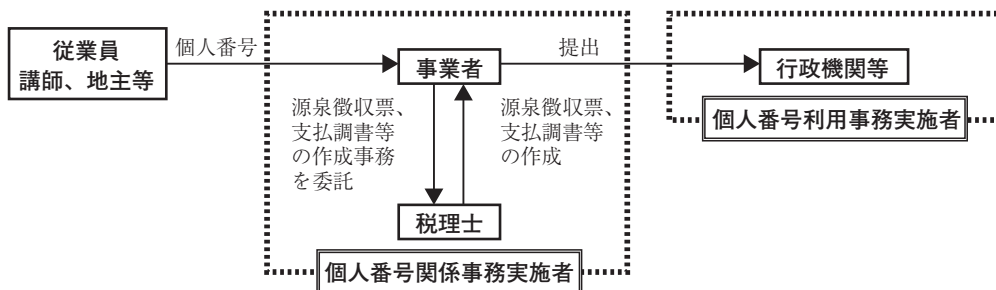
| 社会保障 | 税 | 災害対策 |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・年金の資格取得や確認、給付 ・雇用保険の資格取得や確認、給付 ・ハローワークの事務 ・医療保険の保険料徴収 ・福祉分野の給付、生活保護など | <ul style="list-style-type: none"> ・税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書などに記載 ・税務当局の内部事務 <p style="text-align: right;">など</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・被災者生活再建支援金の支給 ・被災者台帳の作成事務 <p style="text-align: right;">など</p> |

〔出所：内閣官房社会保障改革担当室資料〕

13項）という。事業者は、主に、この個人番号関係事務を行うこととなる。税理士が事業者から源泉徴収票作成事務や支払調書作成事務などの個人番号関係事務の委託を受けた場合には、その委託を受けた税理士も個人番号関係事務実施者に該当することとなる。

そして、行政機関等の行政事務を処理する者は、個人番号を利用することを「個人番号利用事務」（番号法2条10項）といい、その事務を行う者（委託を受けた者を含む）を「個人番号利用事務実施者」（番号法2条12項）という（図表4参照）。

〔図表4〕 個人番号関係事務と個人番号利用事務



〔出所〕 鈴木涼介「税理士における特定個人情報の取扱いと実務 - 顧問先との委託関係を中心に -」『税経通信』第70巻第4号、45頁より。

2 個人番号・特定個人情報の取扱い

(1) 個人番号の利用に関する規制

個人番号の利用範囲は、番号法9条に限定列挙されており、同条に記載された範囲以外で個人番号を利用することは違法である（図表5参照）。

そして、同条3項は、「法令又は条例の規定により、（中略）他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。」としている。民間企業が個人番号を利用できるのは、原則としてこの場合のみである。要するに、民間企業は、個人番号を記載した書面を行政機関等に提出する場面でのみ、個人番号を利用できるのである。

以上の規制は、本人による事前の同意があっても回避できない（番号法29条3項による個人情報保護法16条1項の読み替え）。例えば、企業は平成28年1月以降全従業員の個人番号を保管することになるが、たとえ全従業員が同意したとしても、当該個人番号を従業員の管理のために利用することはできないのである。

(2) 特定個人情報の提供に関する規制

特定個人情報の提供ができる場面も番号法19条に限定列挙されており、同条1号～14号に該当する場合以外は特定個人情報を第三者に提供することは違法である（図表6参照）。特定個人情報とは、個人番号をその内容に含む個人情報のことであり（番号法2条8項）、個人情報と個人番号が合わさったものがこれに当たる。

中小企業に関係があるところでは、「個人番号関係事務実施者が個人番号関係事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき（番号法19条2号）」および「本人又はその代理人が個人番号利用事務等実施者に対し、当該本人の個人番号を含む特定個人情報を提供するとき」（同条3号）に特定個人情報を第三者に提供できるとされている。要するに、民間企業（中小企業）は、個人番号を記載した書面を行政機関等に提出するために必要な場合のみ、特定個人情報を第三者に提供できるのである。

番号法29条3項により、個人情報保護法23条の適用が除外されているため、個人情報保護法23条に基づく第三者提供は全くできないことに留意が必要である。例えば、従前、個人情報について本人の同意を得ての第三者提供もしくはオプトアウト（opt-out）による第三者提供、または、同条に基づく共同利用を行っていた企業は、当該情報に個人番号が含まれた時点（特定個人情報となった時点）で、かかる取扱いはできないことになるのである。

(3) 個人番号の提供の要求に関する規制

番号法は、第19条により特定個人情報の提供を受けられることができる場面以外では、個人番号の提供を求めるとも禁止している（番号法15条）。つまり、民間企業（中小企業）にとっては、個人番号を記載した書面を行政機関等に提出するために必要な場合以外では、個人番号の提供を要求することも違法であるとされているのである。

〔図表5〕 特定個人情報の利用制限（図表3を詳しくしたもの）

| | | |
|----------------|--|---|
| 社会 保障 分野 | 年金分野 | 年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用 （別表第一（第9条関係）） ・国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務 ・国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務 ・確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務 ・独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務 等 |
| | 労働分野 | 雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用 ・雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務 ・労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務 等 |
| | 福祉・医療・その他分野 | 医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用 ・児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 ・母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務 ・障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務 ・特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務 ・生活保護法による保護の決定、実施に関する事務 ・介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ・健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ・独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務 ・公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務 等 |
| 税分野 | 国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用 | |
| 災害対策分野 | 被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用 被災者台帳の作成に関する事務に利用 | |

上記のほか、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用。

〔出所：内閣官房、内閣府「マイナンバー概要資料」平成27年2月版、一部改変〕

〔図表6〕 特定個人情報の提供制限

【特定個人情報を提供できる場合】

- ① 個人番号利用事務実施者からの提供（番号法19一）
- ② 個人番号関係事務実施者からの提供（番号法19二）
- ③ 本人又は代理人からの提供（番号法19三）
- ④ 機構からの提供（番号法19四）
- ⑤ 委託又は合併に伴う提供（番号法19五）
- ⑥ 住民基本台帳法の規定による提供（番号法19六）
- ⑦ 情報提供ネットワークシステムを利用した提供（番号法19七）
- ⑧ 国税及び地方税連携による提供（番号法19八）
- ⑨ 地方公共団体内の機関間による提供（番号法19九）
- ⑩ いわゆる「ほふり」による提供（番号法19十）
- ⑪ 特定個人情報保護委員会に対する提供（番号法19十一）
- ⑫ 各議院の審査等その他政令で定める公益上の必要があるときの提供（番号法19十二）
- ⑬ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要があるときの提供（番号法19十三）
- ⑭ 番号法19条1号から13号までに準ずるものとして特定個人情報保護委員会規則で定めるときの提供（番号法19十四）

(4) 特定個人情報の収集・保管に関する規制

番号法は、第19条各号に該当する場合を除き、特定個人情報を収集することも保管することも禁止している（番号法20条）。つまり、民間企業（中小企業）は、個人番号を記載した書面を行政機関等に提出するために必要な場合以外では、特定個人情報を収集してはならないし、保管することもできないとされているのである。

(5) 特定個人情報ファイル（データベース等）の作成に関する規制

特定個人情報を検索できる形で保存したもののことを「特定個人情報ファイル」と呼ぶ（番号法2条4項、9項）。データベースや表計算ソフトの表形式で保存した特定個人情報や、紙媒体であっても目次やインデックスを付けたものがこの典型例である。

特定個人情報ファイルについても、「個人番号利用事務等処理するために必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成してはならない」とされている（番号法28条）。

したがって、個人番号を記載した書面を行政機関等に提出するために必要な範囲を超えてデータベースを作成することは違法である。

2 個人番号の取得に関する取扱い

(1) 個人番号の提供を受ける時期（タイミング）

既に述べたように、個人番号・特定個人情報は、行政機関等に個人番号を記載した書面を提出する場合（個人番号関係事務が発生した場合）にのみ、取得し利用することができる。したがって、行政機関等に個人番号を記載した書面を提出するために必要になった時点で個人番号の提供を受けることが原則である。

もっとも、それでは実務上は支払調書の提出等に間に合わないことが考えられるから、将来個人番号関係事務の発生が予想される場合には、個人番号を取得して構わない（ガイドライン第4-3-(1)）。したがって、従業員については、入社時、取引先については契約時、株主については株主になった時点で、あらかじめ個人番号の提供を受けて構わないことになる。

(2) 利用目的の特定及び本人への通知等

特定個人情報の取扱いについては、個人情報保護法の適用もあるため、個人情報保護法15条1項により「利用目的をできる限り特定しなければならない」。その上で、当該利用目的を本人に通知し、または公表すること（以下「通知等」という）が必要となる（個人情報保護法18条1項）。

以上より、個人情報取扱事業者に当たる民間企業は、あらかじめ、将来予想される利用目的を全て列挙して本人に通知等することにより、当該利用目的の範囲内で何度でも個人番号を利用することができる。個人番号の提供を受ける相手方（従業員）との関係で利用目的を明示すると〔図表7〕のようになる。

また、事業者が個人番号の提供を受け、個人番号関係事務実施者として、個人番号を記載した書面を行政機関等に提出するまでの場面をイメージした図が〔図表9〕である。

【図表7】 従業員との関係で特定すべき利用目的

〔税務〕

- ・源泉徴収票作成事務
- ・扶養控除等（異動）申告書、保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書作成事務
- ・退職所得に関する申告書作成事務
- ・財産形成住宅貯蓄・財産形成年金貯蓄に関する申告書、届出書及び申込書作成事務

〔社会保険〕

- ・健康保険・厚生年金保険届出事務
- ・健康保険・厚生年金保険申請・請求事務^(※)
- ・雇用保険・労災保険届出事務
- ・雇用保険・労災保険申請・請求事務^(※)
- ・雇用保険・労災保険証明書作成事務^(※)

※「届出事務」の中に「申請・請求事務」や「証明書作成事務」が含まれると考えることは可能であると思われるが、保守的に考え、別に列挙しているものである。

【従業員の扶養親族等との関係で特定すべき利用目的】

〔税務〕

- ・源泉徴収票作成事務
- ・扶養控除等（異動）申告書、保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書作成

〔社会保険〕

- ・健康保険・厚生年金保険届出事務

【取引先との関係で特定すべき利用目的】

- ・不動産取引に関する支払調書作成事務
- ・報酬、料金、契約金及び賞金に関する支払調書作成事務

【株主との関係で特定すべき利用目的】

- ・配当及び剰余金の分配に関する支払調書作成事務

〔出所〕 影島広泰・藤村慎也「中小企業で行うべき必要最低限の対応とスケジュール」

『税経通信』第70巻第4号、58頁より。

4 特定個人情報等（個人番号及び特定個人情報）の安全管理

事業者が保有する従業員の情報に個人番号が合わさると、特定個人情報となり、番号法の厳しい規制の対象となる（番号法12、33、34条）。

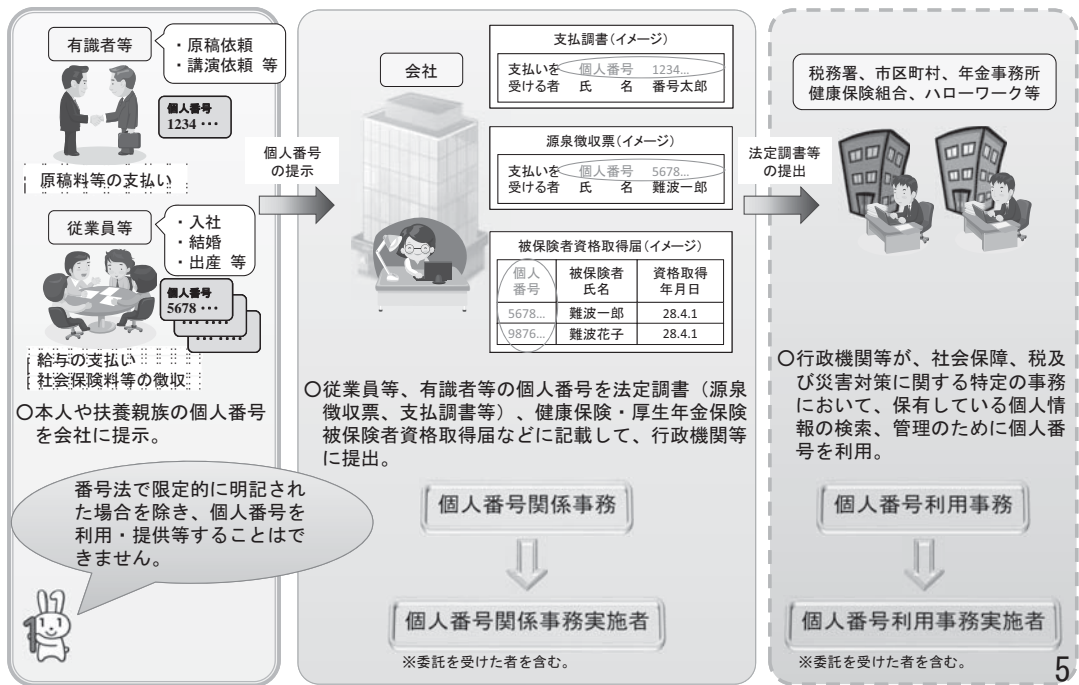
したがって、事業者は、特定個人情報等の漏洩、滅失または毀損の防止その他の適切な管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければならない、また、従業員に対する必要かつ適切な監督も行う必要がある（ガイドライン第4-2-(2)）。

これらの点について、ガイドライン（事業者編）では、「（別添）特定個人情報に関する安全管理措置（事業者編）」として解説し、多くの手法の例示を記載している（図表8、10参照）。

【図表8】 番号法ガイドラインが定める安全管理措置

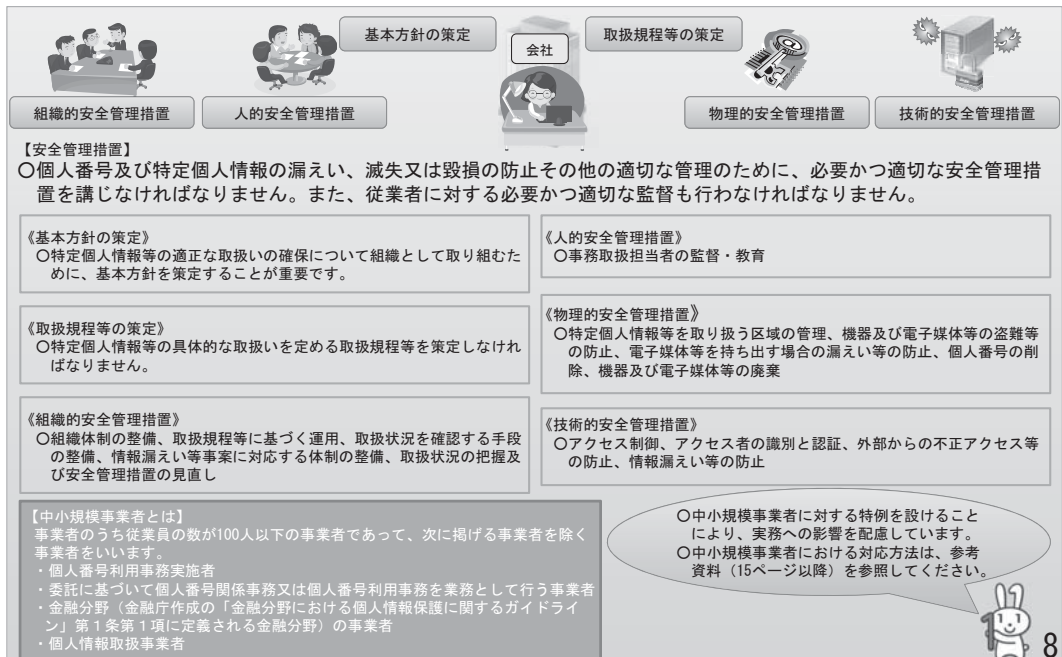
- ・基本方針の策定（任意）
- ・取扱規程等の策定（義務的）
- ・組織的安全管理措置（義務的）
- ・人的安全管理措置（義務的）
- ・物理的安全管理措置（義務的）
- ・技術的安全管理措置（義務的）

〔図表9〕 事業者における個人番号との関わり (個人番号関係事務)



〔出所〕 特定個人情報保護委員会事務局「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの概要」(平成27年2月16日) 5頁より。

〔図表10〕 安全管理措置等 (安全管理措置) 特定個人情報等：個人番号及び特定個人情報



〔出所〕 特定個人情報保護委員会事務局「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの概要」(平成27年2月16日) 8頁より。

5 番号法上の委託と税理士の実務

税理士は事業者から源泉徴収票作成事務や支払調書作成事務などの個人番号関係事務の委託を受けることとなるため、番号法上の「委託」に関する規定について注意が必要となる。

(1) 税理士に対する監督

番号法においては、個人番号関係事務の委託をする者は、その委託に係る個人番号関係事務において取り扱う特定個人情報の安全管理が図られるよう、その委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない（番号法11条）。すなわち、税理士が、事業者から源泉徴収表作成事務や支払調書作成事務などの委託を受けた場合には、その委託を受けた税理士は、その委託をした事業者から「必要かつ適切な監督」を受けることとなる。

ここでいう「必要かつ適切な監督」とは、以下の3つが含まれる（ガイドライン第4-2-(1)）。

- ① 委託先の適切な選定
- ② 委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結
- ③ 委託先における特定個人情報の取扱状況の把握

そして、上記②および③について、委託契約の内容として、以下の内容を盛り込まなければならない（ガイドライン第4-2-(1)）。

- ① 秘密保持義務
- ② 事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止
- ③ 特定個人情報の目的外利用の禁止
- ④ 再委託における条件
- ⑤ 漏洩事案等が発生した場合の委託先の責任
- ⑥ 委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄
- ⑦ 従業者に対する監督・教育
- ⑧ 契約内容の遵守状況について報告を求める規定

以上、委託、再委託（再々委託を含む）における「必要かつ適切な監督」の内容についてまとめたものが〔図表11〕である。

番号法においては、委託を受けた者が、個人番号関係事務の全部または一部について、「再委託」を行おうとする場合には、最初の委託者の許諾が必要である（番号法10条）。

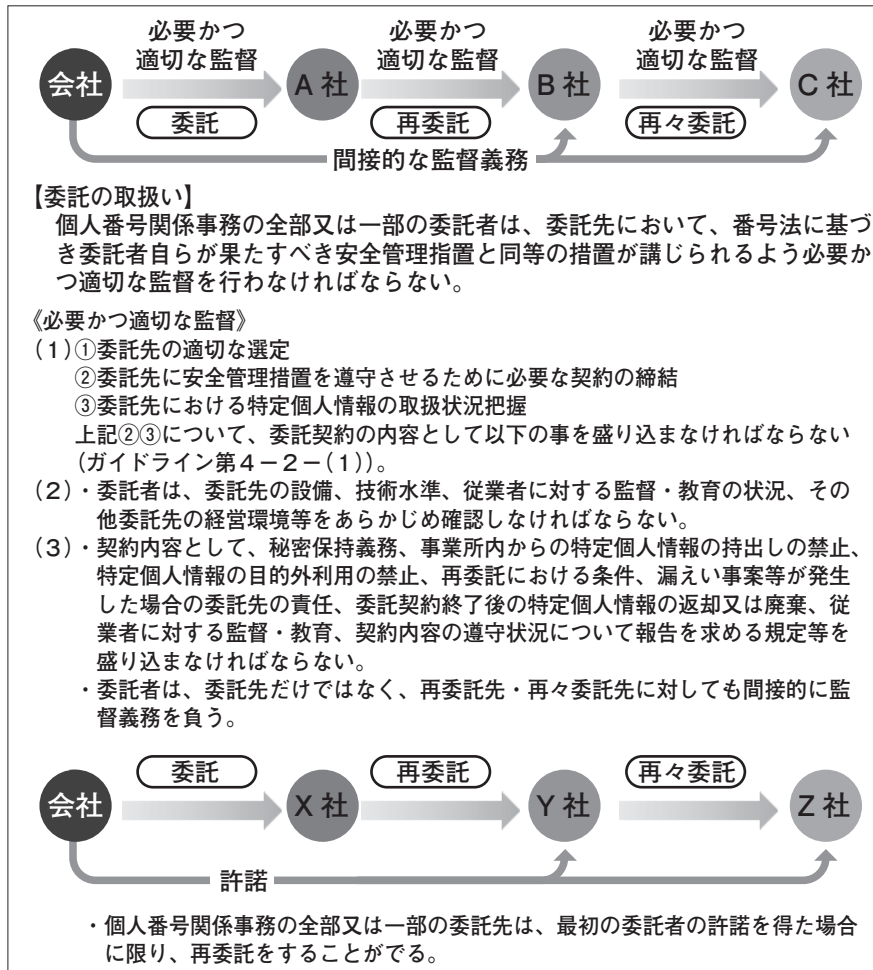
この番号法における再委託の取扱いについて、税理士が注意すべき点は、(a)許諾の時期、(b)保守サービス・クラウドサービスを利用する場合である。

(2) 税理士事務と保守サービス・クラウドサービス

税理士が事業者から源泉徴収表作成事務や支払調書作成事務などの委託を受けた場合において、その税理士が使用するシステムやソフトウェアで保守サービスやクラウドサービスを利用している場合には注意が必要である。

その税理士が利用する保守サービスやクラウドサービスが、番号法上の委託に該当する場合には、税理士がそれらのサービス提供事業者に「再委託」を行っていることになるから、税理

【図表11】 安全管理措置等（委託の取扱い）



〔出所〕 宮本雄司・青木文『マイナンバー制度の実務ポイント』

清文社、2015年 75頁より（一部修正）。

士はそれらのサービスを利用するに当たって事業者に再委託の許諾を得る必要がある。

6 税理士の役割

個人番号の利用範囲3分野のうちの一つは税分野であり、また、法人番号の所管は国税庁となる。税理士は、マイナンバー制度に密接にかかわることになる。税理士自身が事業者として、また、委託を受けた者として、特定個人情報等の適切な安全管理措置を講じなければならない。これに反した場合は、特定個人情報保護委員会による勧告や是正命令の対象になり、この命令に違反した場合は刑事罰となる（図表12参照）。（なお、特定個人情報保護委員会は改組され、内閣府の外局機関「個人情報保護委員会」が設置される予定）。

番号法上、税理士は、「①番号を取り扱う事業者」、「②クライアントから番号を取り扱う事務の委託を受ける受託者」、「③納税者の代理人」の立場が想定されている。

[図表12] 罰則（主要なもの）

| 行 為 | 個人情報保護法 | 番号法 |
|--|-------------------------|---|
| 個人番号利用事務等に従事する者又は従事していた者が、正当な理由なく、個人の秘密に属する事項が記録された特定個人情報ファイルを提供 | - | 4年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又は併科（67条） （両罰規定（77条1項）あり） |
| 上記の者が、不正な利益を図る目的で、個人番号を提供又は盗用 | - | 3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金又は併科（68条） （両罰規定（77条1項）あり） |
| 委員会から命令を受けた者が、委員会の命令に違反 | 6年以下の懲役又は30万円以下の罰金（56条） | 2年以下の懲役又は50万円以下の罰金（73条） （両罰規定（77条1項）あり） |
| 委員会に対する、虚偽の報告、虚偽の資料提出、検査拒否等 | 30万円以下の罰金（57条） | 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（74条） （両罰規定（77条1項）あり） |

※例えば、民間企業の従業員が、個人の秘密に属する事項が記録された特定個人情報ファイルを名簿業者に売却するケースを考えると、当該従業員は4年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又はその併科に処せられる可能性があるほか、使用者である企業自身も200万円以下の罰金に処せられる可能性がある。

税理士法により、税理士および従業者には守秘義務が課されているが、今後は、番号法や特定個人情報ガイドラインを遵守し、特定個人情報等を適正に取り扱わなければならない。また、これまで個人情報の取扱件数が5000件以下の小規模事業者は個人情報保護法の対象外だったが、個人情報の取り扱い件数に関わらず、個人情報取扱事業者として安全管理措置を講じなければならない。

今後は、マイナンバー制度について周知を図り、特定個人情報等の適正な具体的取扱いや、安全管理措置等についてアドバイスすることも税理士の重要な役割の一つになると考える。

参考文献

宮本雄司・青木丈『マイナンバー制度の実務ポイント』（清文社、2015年）

鈴木涼介「税理士における特定個人情報の取扱いと実務－顧問先との委託関係を中心に－」『税経通信』第70巻第4号

影島広泰・藤村慎也「中小企業で行うべき必要最低限の対応とスケジュール」『税経通信』第70巻第4号

渡辺徹也「『マイナンバー制度』と所得税・住民税・給与所得者に関する年末調整・現年課税を中心に」『税研』第29巻第2号

近藤佳大「日本の番号制度（マイナンバー制度）の概要と国際比較－個人識別子と行政統制の視点から－」『情報管理』第56巻第6号

特定個人情報保護委員会告示第5号「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」

特定個人情報保護委員会「（別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に関する Q&A